

特集2 あいち生物多様性戦略2030 ～人と自然が共生するあいちの実現を 目指して～



本県では、2010年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）での「愛知目標」の採択を受け、2013年3月に2020年を目標年次とする「あいち生物多様性戦略2020」を策定し、多様な主体の連携により生態系ネットワークの形成を進める県独自の「あいち方式」により生物多様性保全に取り組み、地方自治体レベルでの取組をリードしてきました。

このたび、COP10から10年を経た本県の状況を総括し、「ポスト2020生物多様性枠組」を見据えながら、2021年2月に新たな戦略となる「あいち生物多様性戦略2030」を策定しました。この特集では、人と自然が共生するあいちの実現を目指して策定した新戦略について紹介します。

1 基本的事項

（1）戦略の位置付け

本戦略は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略であり、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

また、「第5次愛知県環境基本計画」の取組分野の一つである「自然との共生」の基本的な

考え方に基づく、生物多様性への取組の指針となるものです。

（2）計画の期間

計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間とし、長期的な目標として2050年を見据えた将来像を設定しています。

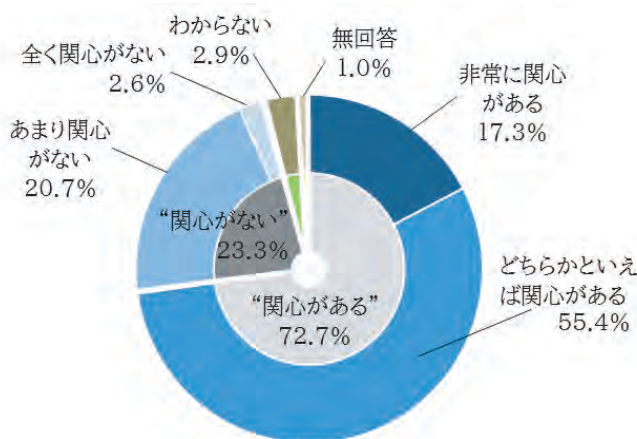
生物多様性に関する県民意識

生物多様性に関する県民の意識について、2020年7月に県政世論調査を実施しました。この結果、73%が「自然に関心がある」と回答する一方で、「生物多様性という言葉の意味を知っている」との回答は51%にとどまっており、生物多様性に関する理解を広げていく必要があります。

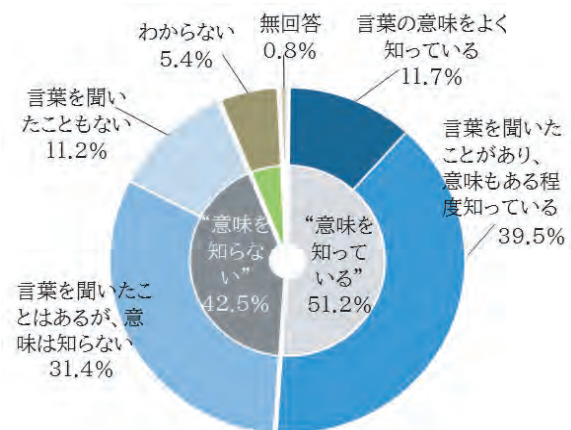
<調査概要>

調査地域 愛知県
調査対象 県内居住の18歳以上の男女
抽出方法 層化二段無作為抽出法
調査方法 郵送法
調査期間 2020年7月1日から7月20日まで
標本数 3,000人
回収数 1,695人 (56.5%)

問 あなたは、自然に対してどの程度関心がありますか。【〇は1つ】



問 あなたは、「生物多様性」という言葉をどの程度知っていますか。【〇は1つ】



2 基本的な考え方

(1) あいちの生物多様性の目指すべき姿

新戦略では、あいちの生物多様性について将来に向けて目指すべき姿を示しています。

【目指すべき姿】

- ・各地域の多様な生態系が維持され、相互に連続しており、県域全体が一体となった生態系ネットワークが形成されています。
- ・希少な生きものが生息できる生息生育環境が維持され、外来生物の侵入が防止されています。
- ・農産物や林産物、水産物は持続可能な方法で生産され、将来も今と同じように自然の恵みを楽しむことができます。また、野生鳥獣が適切に管理されています。
- ・県民が生物多様性の価値や現状、自然の恵みを理解し、日常的に自然に親しみ、生物多様性に配慮した生活を送っています。
- ・行政、事業者、市民団体、教育機関などは、生物多様性に配慮した計画や事業を進めており、生物多様性へ最大限配慮することが当たり前となっています。



あいちの生物多様性の目指すべき姿

(2) 生態系ネットワークのグランドデザイン

本県の自然環境は多様な生態系で構成されており、代表的な生態系として、奥山、里地里山、平野、里海・沿岸、河川・水辺、湿地湿原の6つに区分されます。これらの生態系のあるべき姿を、関わる全ての人々が理解し、生態系の特性に応じた生物多様性の保全や利用を進めていくことが重要です。

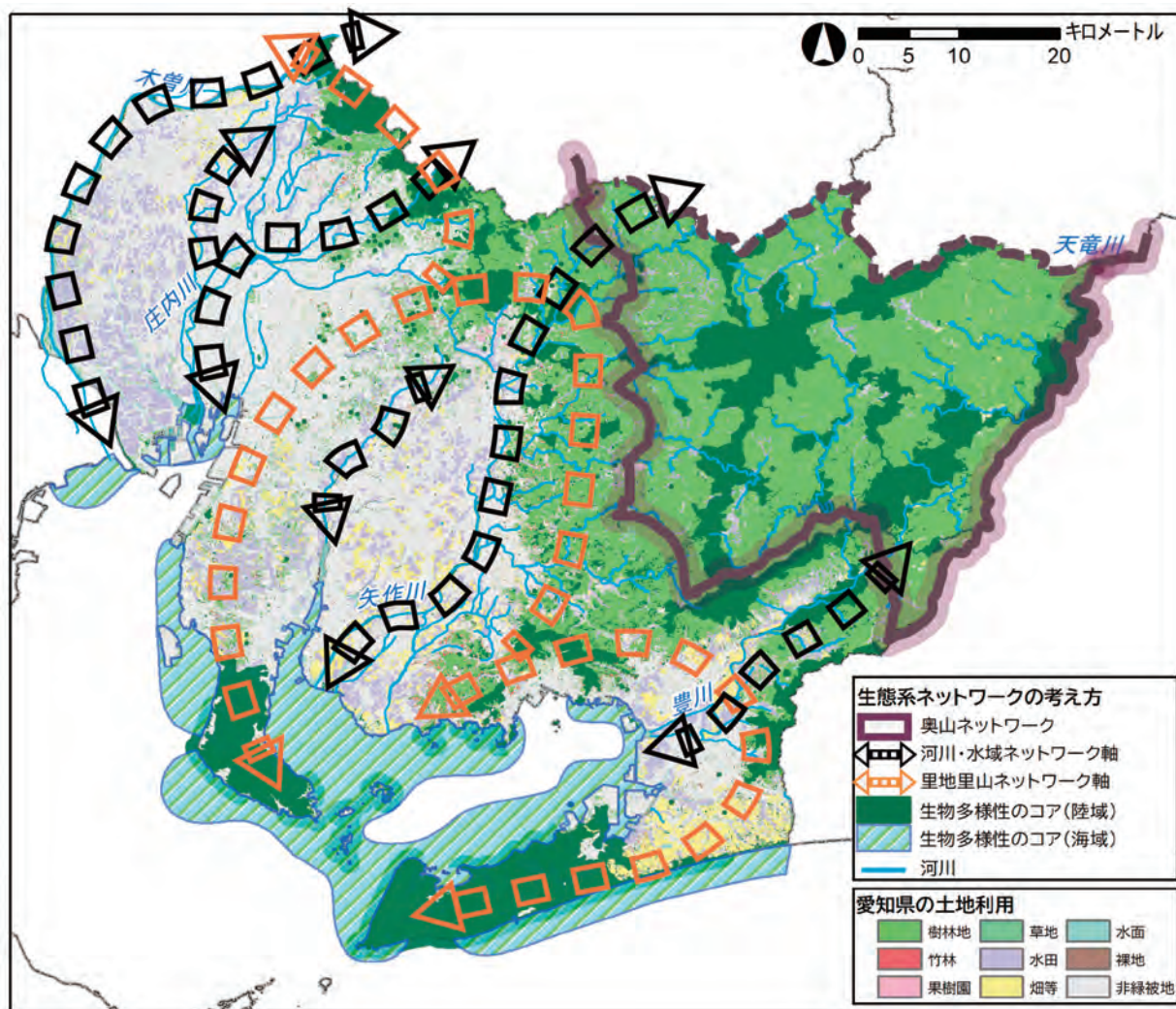
次の図は、本県の目指す生態系ネットワークの考え方です。

生物多様性保全上重要な地域を、生物多様性のコア（陸域・海域）として設定し、それらを里地里山や河川・水域の生態系でつなぎ、県土全体で豊かな生態系としていくため、里地里山ネットワーク軸と河川・水域ネットワーク軸を設定しています。

里地里山ネットワーク軸は、近年の状況から環境の悪化や減少がより顕著な地域をつなぐ軸で、今後特に環境の再生や創出に取り組む必要があります。

河川・水域ネットワーク軸は、水面や河畔林、河川敷の草地等によって各生態系をつらぬいてつないでおり、この軸上では生物の生息・生育環境としての保全だけでなく、生物の移動に配慮していく必要があります。また、木曾川や矢作川などの上流域は岐阜県や長野県へとつながっており、河川流域の視点から県外の地域も含めたネットワークを形成することが重要です。

奥山ネットワークは長野県や静岡県との山間部とも連続しており、中央アルプスや南アルプスからのつながりにも留意して生態系を保全する必要があります。



生態系ネットワークの考え方

3 中核的取組方針（あいち方式2030）

長期目標（2050年ビジョン）を「人と自然が共生するあいち」と定め、「生物多様性を主流化し、あらゆる主体が連携し、生物多様性の回復に転じる」といった「2030年目標」の達成を目指します。

また、より多くの主体が連携して、目標の実現に向けた取組を加速させるため、「あいち方式

2030」を中核的な取組方針とし、この方式に基づく取組を進めていきます。

あいち方式2030とは、「人と自然が共生するあいち」の実現に向けて、人と人とのつながりを育みながら、全ての主体がコラボレーション（協働）により生物多様性の保全を進めるという考え方です。

長期目標(2050年ビジョン)

人と自然が共生するあいち

様々な立場の人々が生物多様性への意識を高め、そのコラボレーション(協働)によって生きものがすむ場所が確保され、本来、その場所にいるべき野生の生きものと人が共に生きていけるあいち

計画目標(2030年目標)

人と自然の共生に向けて、生物多様性を主流化し、あらゆる立場の人々が連携して最大限の行動をとることにより、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる。

あいち方式 2030

全ての主体がコラボレーション（協働）により
生物多様性の保全を進める

生態系ネットワークの形成

科学的知見に基づく多様な主体の協働により、生物の生息生育場所を確保し、つなげていく。

生物多様性主流化の加速

県民の日常生活、企業や行政等の社会経済活動に生物多様性が組み込まれ、行動につながる。

重点プロジェクト(10事業)

A 湿地・里山ネットワーク	F 鳥獣の保護・管理の推進
B 希少な動植物の保全	G 事業者の保全活動の推進 (あいちミティゲーションの深化)
C 外来生物対策の強化	H あいちの自然体感の推進
D 地域の保全活動の更なる活性化	I 国際連携の推進
E 都市の自然の価値再発見	J 推進プラットフォームの構築

基本方針

(豊かな生態系を)まもる

(生きものの恵みを)つかう

(生息生育空間を)つなげる

(人と自然との共生を)ひろめる

行動計画

「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪とし、それらの推進に資する様々な施策を展開することで、あいちの生物多様性はもとより、世界の生物多様性にも

貢献できる、生物多様性先進県を目指します。

また、あいち方式 2030 を推進するため 10 項目の重点プロジェクトを定めています。

重点プロジェクト	概要
プロジェクトA 湿地・里山ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 県内で確認されている湿地（600 か所以上）のデータベースを作成します。 市民団体や企業、専門家等の保全活動コーディネートを行います。 活動団体と協働し、植生目標等の湿地・里山保全計画を作成します。
プロジェクトB 希少な動植物の保全	<ul style="list-style-type: none"> レッドリストを定期的に見直し、県民や事業者等に周知を図ります。 県条例に基づく、指定希少野生動植物種の指定を行い、適切に保護を図ります。 絶滅リスクの高い動植物の動植物園等での域外保全を推進します。
プロジェクトC 外来生物対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 特定外来生物の新規の侵入を阻止し、既侵入外来生物の対策を強化します。 多様な主体の参加により、外来生物（オオキンケイギクやアカミミガメ等）の駆除を進めます。
プロジェクトD 地域の環境保全活動の更なる活性化	<ul style="list-style-type: none"> 新たな協働により、生態系ネットワーク協議会の機能の強化を図ります。 ユース活動の展開により、次世代の人材育成、交流、連携を促進します。 専門家派遣等を通じ、市町村の生物多様性地域戦略策定や保全活動を支援します。
プロジェクトE 都市の自然の価値再発見	<ul style="list-style-type: none"> WEB やシンポジウム等を通じて、都市部での普及啓発を進めます。 自然資源の観光資源としての活用により、自然とふれあう機会を創出します。 大規模行為届出制度による緑地の確保により、都市の緑の質の改善を図ります。
プロジェクトF 鳥獣の保護・管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ニホンジカの適切な管理と捕獲の担い手の育成を進めます。 イノシシの生息数の適正化や豚熱拡大防止のため、捕獲を強化します。 捕獲したイノシシ等の有効利用のため、ジビエの普及を図ります。
プロジェクトG 事業者の保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> あいちミティゲーションの深化により、土地利用の転換と生物多様性の両立を図ります。 事業者と市民団体との生物多様性マッチングを実施します。 生物多様性に配慮した製品に対する理解と購入を促します。
プロジェクトH あいちの自然体感の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園施設の質向上や観光業者と連携した自然体感を促進します。 県環境学習施設「もりの学舎」での自然体感を行います。 東三河ジオパーク構想と連携し、東三河地域の地形地質に関する啓発を行います。
プロジェクトI 国際連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な自治体コミュニティへ参加し、県の取組を発信するとともに、国際情報を県内に取れ入れます。 先進的な取組を行っている海外の自治体との交流・連携を進めます。
プロジェクトJ 「あいち方式 2030」推進プラットフォームの構築	<ul style="list-style-type: none"> 県民サポーター制度を創設し、保全活動やモニタリング調査への参加を促します。 自然史情報の収集・整理、情報提供を進めます。 保全活動団体のプラットフォームを構築し、保全活動の活性化や多様な関係主体のマッチングを進めます。

4 行動計画

あいち方式 2030 の重点プロジェクトを着実に進めていくことに加え、「まもる」、「つなげる」、「つかう」、「ひろめる」という4つの基本方針

に基づき、県の取組や、県民、市民団体、事業者、市町村に期待される取組を例示しています。

関連する主な SDGs



基本方針1 豊かな生態系を まもる

本県には、1万5千種を超える多種多様な動植物が生息・生育しており、豊かな生態系が存在しています。一方で、開発に伴う生態系の破壊や劣化、里山管理の不足、外来生物の分布拡大など、生物多様性を損なう様々な脅威が深刻な状況にあります。

- 1-1 生息生育地保全：生態系の基盤となる土地利用を守る。
- 1-2 生態系の保全：各生態系の特性に応じた保全と再生を進める。
- 1-3 侵略的外来生物対策：外来生物の定着防止と効果的な防除を推進する。
- 1-4 野生生物保護：野生生物の絶滅を回避する。

<葦毛湿原大規模植生回復作業（豊橋市等の取組）>

植生遷移が進んで森林化し、多くの植物が姿を消した葦毛湿原で、2013年から大規模植生回復作業を開始しました。豊橋市教育委員会の指導のもと、豊橋湿原保護の会、豊橋自然歩道推進協議会などが参加し、土壌シードバンクに眠っている埋土種子の発芽による湿性植物の増加や、湿原とその周辺環境の多様性の復元に取り組んでいます。



植生回復作業

関連する主な SDGs



基本方針2 生息生育空間を つなげる

生物多様性の保全のためには、生物多様性の核となる地域(コア)を確保するだけでなく、生きものがコア間を相互に行き来ができるような経路でつながっていることも重要です。そして、県域の生態系が全体としてネットワークを形成することが望ましいと考えられます。

- 2-1 生態系ネットワーク：生物多様性の核となる地域をつなげる。
- 2-2 あいちミティゲーション：開発により失われる自然を極力減らす。
- 2-3 公共事業の環境配慮：公共事業における生物多様性の配慮を主流化する。

<矢田川の河川環境の改善（県の取組）>




矢田川は、アユの遡上が確認される一方で、河道には魚類の遡上を妨げる落差が残っているため、県では多自然川づくりの一環として落差に対して魚道を整備しています。

河川に対する地域住民の関心は高く、魚道の設計において意見交換するなど、官民連携で事業を進めています。また、近年では、水際を固定したことにより単調となった河川環境の改善を図るため、中州の形成を促す試みも始まっています。



魚道を遡上する魚類の調査

関連する主な SDGs

2 気候をゼロに  12 つくる責任 つかう責任  13 気候変動に 具体的な対策を 

基本方針3
生きものの恵みを
つかう

私たち一人ひとりの暮らしは、農地から作られる食べもの、河川から得られる飲み水、安定した気候などの生態系サービスに支えられています。生態系サービスを持続的に利用していくためには、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業や、事業活動における生物多様性の主流化が求められます。

- 3-1 農 林 水 産 業 : 生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する。
- 3-2 鳥 獣 保 護 管 理 : 野生鳥獣と人々の暮らしや地域産業との共存を図る。
- 3-3 企 業 活 動 : 「つくる責任、つかう責任」を定着させる。
- 3-4 地 域 循 環 : 自然の恵みや地域資源を通じて、人やモノが循環する地域づくりを進める。
- 3-5 気 候 変 動 へ の 対 応 : 気候変動の緩和策と適応策を実行する。
- 3-6 自 然 体 験 の 推 進 : 豊かな生物多様性を体感する。

＜社員食堂でのサステナブルシーフードメニュー導入（事業者の取組）＞



株式会社デンソーでは、身近な「食」を通して海洋での環境問題(SDGs 目標 14)を認知することを目的に、2019年から水産資源の維持に配慮した漁業で作られた「サステナブルシーフード」の活用を推進しています。



食事提供カウンターに並ぶ社員

社員食堂では、月1回のイベントメニューとして「サステナブルシーフード」を提供しており、多くの社員へのSDGsの浸透につながっています。

関連する主な SDGs

4 質の高い教育を みんなに  17 パートナシップで 目標を達成しよう 

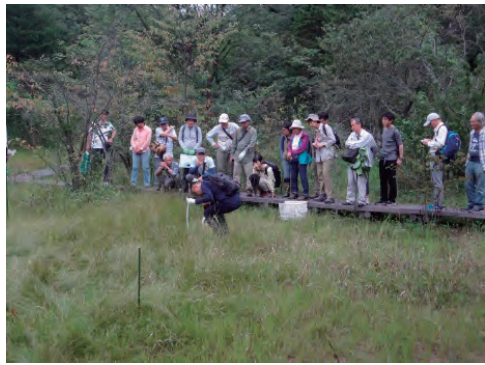
基本方針4
人と自然との共生を
ひろめる

県民一人ひとりが生物多様性の重要性や素晴らしさを認識し、生物多様性に配慮したライフスタイルへ転換することが重要です。また、生物多様性保全の基礎情報を収集・整理し、活用するとともに、多様な主体の連携、生物多様性に関わる施策の着実な実施など、生物多様性の主流化を進める必要があります。

- 4-1 普及啓発・人材育成 : 全ての人々があいちの生物多様性の素晴らしさを認識する。
- 4-2 調 査 研 究 : 地域の自然環境情報をとりまとめ、活用する。
- 4-3 多 主 体 連 携 : 多様な主体が連携し、生物多様性保全に取り組む。
- 4-4 施 策 ・ 計 画 : あらゆる分野の施策や計画に生物多様性を考慮する。
- 4-5 広 域 連 携 : 全国、世界の自治体と連携する。

＜あいち自然再生カレッジ（東部丘陵生態系ネットワーク協議会の取組）＞

生物多様性を学び、保全のために行動する人を育てることを目的としたリレー講義「あいち自然再生カレッジ」を大学と連携し、毎年開催してきました。講義には、地域住民や市民団体、学生、行政の担当者などが参加し、生物多様性や東海丘陵要素植物群、外来種問題等について学びました。近年では、若者の参加者も増え、リピーターも増えています。



八竜湿地の観察会（名古屋市）

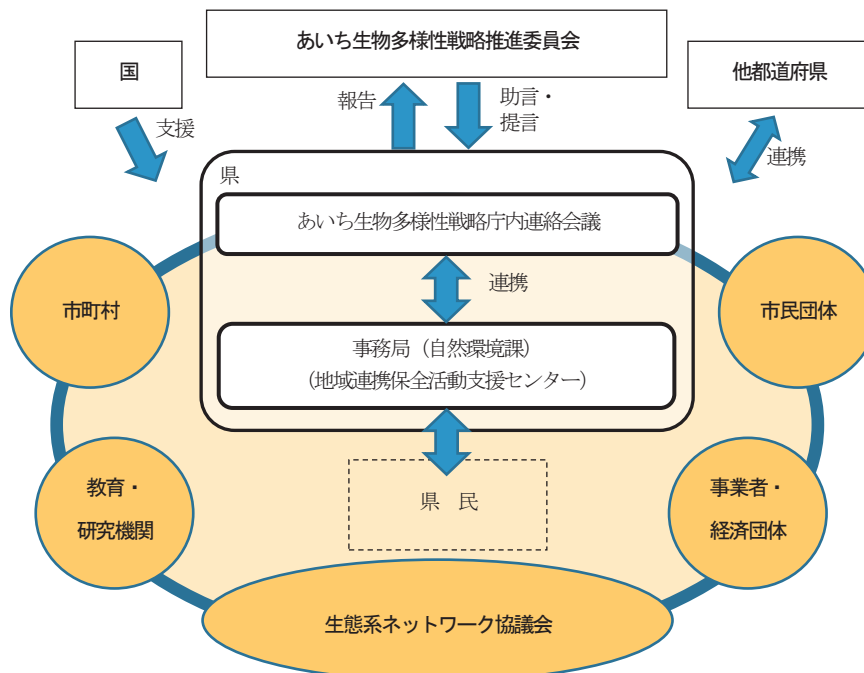
5 推進の仕組み

(1) 推進体制

新戦略の推進には、県だけでなく県民、市民団体、事業者・経済団体、市町村などの様々な主体が連携して取組を進めていく必要があります。このため、関係主体間で情報を共有する地域連携保全活動支援

センターに県自然環境課を位置付け、県民や事業者等、様々な主体と連携します。

また、あいち生物多様性戦略推進委員会において、毎年度の進行管理や進捗状況の評価を行い、必要に応じて戦略の見直しを検討します。



推進体制のイメージ図

(2) 成果指標

進捗評価を行うための成果指標を4つの基本方針ごとに設定し、多くの行動の成果を包括的に指標する数値目標、あるいは当該基本方針を象徴する数値

目標を37項目設定しています。このうち、重点プロジェクト(10事業)については14項目の数値項目を設定しています。各成果指標については、基本的に毎年確認を行い、進捗状況を管理していきます。

成果指標（重点プロジェクト関連分）

内容	目標値（2030年度）
湿地の保全活動	保全のための植生管理が行われている湿地 ：新たに10箇所
外来生物の定着防止	特定外来生物（7種）（ヒアリ、アカカミアリ、ハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、クビアカツヤカミキリ、カミツキガメ、ヒガタアシ）
野生生物の絶滅回避	県内野生絶滅種の新規発生ゼロ
条例で保護される指定希少野生動植物種の指定	18種（2020年度） →25種
県と生息域外保全協定を締結する施設	2施設（2020年度） →4施設
生態系ネットワーク協議会への参加団体数	284団体（2020年度） →350団体
開発事業における環境配慮工法等の反映率	80%/年
保全活動団体と事業者のマッチング	成立件数：40件
ニホンジカの生息頭数の適正管理	早期に、適正水準（約8,500頭）まで削減し、維持
茶臼山及び伊良湖休暇村の利用促進	利用者の確保：60万人/年
「生物多様性」の普及	言葉の意味の認識率：51.2%（2020年） →75%
市町村の生物多様性施策の推進	生物多様性戦略策定数：10市町村（2019年度） →40市町村
生物多様性サポーターの拡大	登録者数：5,000人
国際情報の県内への報告	毎年実施

生物多様性条約を巡る動きと愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合の取組・成果

(1) 生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)の概要

「愛知目標」の目標年である2020年に開催を予定していたCOP15は、コロナ禍で延期され、時期を2021年10月と2022年4～5月に分けて2部構成で行われることとなりました。

「愛知目標」の後継を含む「ポスト2020生物多様性枠組」の採択や、そのための実施手段についての検討は、2022年4～5月の第2部で行われます。また、ポスト2020生物多様性枠組における自治体の位置付けも併せて第2部に議論される予定です。

(2) 連合の取組み・成果

COP10の開催地である本県は、2016年8月に「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」※1(以下、「連合」という。)を立ち上げ、地域の取組から世界の生物多様性保全の流れを作り出すことを目指して、国際社会へ向けた様々な取組も進めています。COP10で採択された「自治体に関する行動計画」が2020年で目標年を迎えたことから、連合では、COP15における更新版行動計画の採択に向け「エジンバラ・プロセス」※2を共催し、締約国への働きかけなどに取り組みました。

2021年3月には、締約国～広域自治体～基礎自治体間の垂直的な連携について、連合メンバーの取組を集めた「垂直連携に関する報告書」を取りまとめました。「現場で何が機能しているか」を伝えるこの報告書は、COP15で決議予定の「ポスト2020生物多様性枠組」に貢献する現実的な方策について記載しています。連合では、この報告書を第3回条約実施補助機関会合(SBI3、2021年5～6月開催)の議題に関する資料として提出し、条約事務局Webページに掲載されました。また、SBI3本会議における合同声明※3の中で本報告書を例示し、広域自治体の貢献の重要性を発信しました。

こうした取組により、自治体に関する更新版行動計画は、COP15補助機関会合において多くの締約国の支持表明を得ています。愛知県では、引き続き、連合メンバー等と共に実践に資する取組を進め、「ポスト2020生物多様性枠組」にも一層貢献してまいります。

※1 第2部第9章第3節3(2)参照

※2 第2部第9章第3節3(3)参照

※3 連合やスコットランド政府等を含むサブナショナル政府・地方自治体のグループの合同声明

COP15の概要

【主催者】

生物多様性条約事務局、中国政府

【開催期間】

第1部：2021年10月11日(月)～15日(金)

第2部：2022年4月25日(月)～5月8日(日)

【開催地】

中国 雲南省 昆明市

(第1部はオンラインと対面併用で、在中大使館職員等のみ現地参加)

【参加者】

条約締約国・地域等

【テーマ】

生態文明：地球上の全ての生命が共有する未来の建設

【自治体に関わる併催会議】

・第7回国際自治体会議※(第2部期間中に開催予定)

※ COP9で開催された市長会議を嚆矢とし、COP10以降、あらゆるレベルの地方自治体が参加し、自治体の取組の成果や課題、今後の展望等について議論する。



垂直連携に関する報告書